

# 船橋ケアセンターBCP

## (介護機能継続計画)

介護保健施設サービス（長期入所）

短期入所療養介護

通所リハビリテーション

介護予防短期入所療養介護

介護予防通所リハビリテーション

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

令和7年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和4年10月1日改訂

平成26年9月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

平成31年4月1日作成

## I 介護機能継続計画の目的と基本方針

### 1. 目的

介護事業所としての責任と地域貢献を踏まえ、震災等の自然災害、火災やテロなど各種災害時においても介護機能を保持し、要介護者への介護サービスを継続するための包括的な危機管理体制を構築する。

### 2. 介護機能継続の基本方針

船橋ケアセンターでは、介護機能を維持するため以下の3点を基本方針とする。

- ◆寸断なく介護の提供を行うこと
- ◆人命を最大限優先すること
- ◆地域への防災協力を積極的にすること

## II 介護機能継続計画策定・推進体制

### 1. BCP 策定委員会の設置

構成	職名	任務
委員長	施設長	①介護機能存続計画作成推進 ②計画作成に係る対外的調整・折衝等
入所担当委員	入所部門 代表者	①入所者の災害時安否確認、避難等に係る方法・課題等調査・分析 ②災害時施設内必要介護機能の内容・課題等調査・分析 ③災害時入所者の避難、介護等に必要な設備・物品等の調査 ④災害時帰宅の可否、時期、帰宅上の課題検討
短期入所 担当委員	短期入所部門 代表者	①短期入所者の災害時安否確認、避難等に係る方法・課題等調査・分析 ②災害時施設内必要介護機能の内容・課題等調査・分析 ③災害時短期入所者の避難、介護等に必要な設備・物品等の調査 ④災害時帰宅の可否、時期、帰宅上の課題検討

通所担当委員	通所部門代表者	①通所者の災害時安否確認に係る方法・課題等調査・分析 ②災害時通所者へ提供する介護機能の内容・実施方法・課題等性調査・分析 ③災害時帰宅困難となった通所者への対応・課題等調査 ④災害時帰宅の時期、帰宅上の課題検討 ⑤災害時通所者へ提供する介護等に必要な設備・物品等の調査
相談室担当委員	相談室部門代表者	①災害時相談業務の継続の要否の検討 ②災害時相談業務の内容・実施方法、体制の検討 ③災害時相談業務の再開の時期・課題等の検討
リハ科担当委員	リハ科代表者	①災害時リハビリ業務の継続の要否検討 ②災害時リハビリ業務の実施方法・実施体制、課題検討 ③災害時リハビリ業務再開時期・課題等検討
栄養科担当委員	栄養科代表者	①災害時入所者、職員への給食提供方法・内容の検討 ②災害時給食提供に係る人員・設備等提供実施体制の検討 ③災害時給食提供に必要な備品、非常食、調理用水等の確保検討
庶務担当委員	事務部門代表者	①災害時情報・連絡体制の検討 ②災害時介護機能維持、継続に必要な人員体制、支援体制、課題等の検討 ③災害時介護機能維持、継続に必要な施設、設備、備蓄品等の対応強化策、課題の検討 ④災害時の勤務体制、宿泊・休憩体制の検討 ⑤外部応援等の受入体制の検討 ⑥各種事業者との協定等連携強化策の検討
オブザーバー	北総白井病院関係者	①人的・物的資源の施設間相互協力の検討 ②医療提供必要入所者等受入検討

## 2.BCP 策定委員会の開催等

### (1)通常委員会

年2回開催する。開催時期は委員長が指定する。

### (2)臨時委員会

委員の開催要望があったとき、又は委員長が開催を必要と認めたとときに開催することができる

### (3)職員への周知

委員会を開催したときは、委員会の審議内容について勤務職員に周知し、本来の円滑な介護機能存続が図られるようにする。

## 3. 介護機能存続教育の推進

### (1)教育推進体制

役割分担	職名	職務内容
教育推進責任者	BCP 策定委員会委員長	本施設勤務職員の災害時介護機能存続に必要な知識・技術の維持・確保及び活動能力の向上
教育推進担当者	BCP 策定委員会委員で同委員会委員長が指定した委員	本施設勤務職員の災害時介護機能存続に必要な知識・技術の維持・確保及び活動能力の向上に必要な教育内容の検討、教育の企画及び実施

### (2)介護機能存続職員教育の骨子

教育項目	教育内容	教育方法
本施設介護機能存続計画	①計画内容と職員の役割についての理解 ②災害対策本部立上げ方法 ③災害時の役割分担	座学
本施設の自然災害危険性と被害予測	ハザードマップ、市町村防災計画被害予測等に基づき説明 ①地震 ②水害	座学 防災機関の講演
自然災害時活動上の留意事項	①入所者安否確認方法 ②災害時の優先業務・人員確保状況等に応じた重要業務の内容 ③災害時の情報連絡体制 ④緊急参集計画	座学 訓練

自然災害時ライフライン途絶時の対応	①ライフライン途絶対応備蓄資器材の説明・取扱い、操作訓練 ②ライフライン途絶時の介護に係る優先業務、重要業務 ③必要物品の応援要請・調達方法	座学 訓練
災害時避難の対応 ※建物倒壊危険 浸水危険の場合	①避難場所(施設内・施設外) ②避難誘導方法 車両 車いす 徒歩等 ③避難行動上の安全管理 ④持出必要物品	座学 訓練

### (3)教育・訓練の実施

教育/訓練	種別	対象者	実施時期
教育	新人職員研修	新規採用者	採用の都度
	知識・技能研修	勤務職員全員	年2回 教育推進責任者が指定する時期
	臨時研修	勤務職員全員	随時 他地域での災害発生等、教育推進責任者が必要と認めるとき
訓練	定期訓練	勤務職員全員	年2回 教育推進責任者が指定する時期
	臨時訓練	勤務職員全員	随時 他地域での災害発生等、教育推進責任者が必要と認めるとき

### Ⅲリスクの把握(自然災害による危険性)

#### 1.地震災害

首都直下地震として「千葉県北西部直下地震」を想定。

本施設の所在地(千葉県船橋市高野台5-741-6)から船橋市北部エリアとして以下被害予想を検討。

※平成29・30年度船橋市防災アセスメント調査(地震被害想定)報告書引用

#### (1)地震の揺れ

震度6弱

〈所在地地盤データ〉

地形	台地 段丘
液状化の可能性	非常に低い
揺れやすさ	中程度

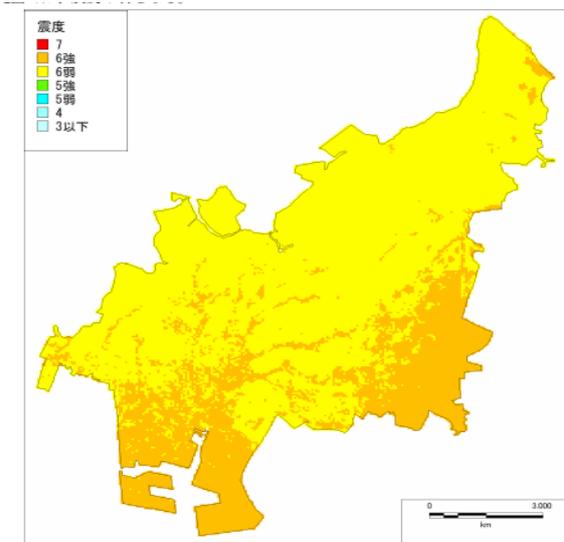


図 2. 2-24 千葉県北西部直下地震 地表震度分布 (50m メッシュ)

## (2) 地震に伴うライフラインの支障

ライフライン	支障率	復旧予想
電気	89%	3 日後 90% 1 週間後 100%
上水道	55%	1 か月後 95%
下水道	0%	
固定電話	86%	3 日後 90% 1 週間後 100%
携帯電話	※想定無	
都市ガス	100%	1 か月後 100%
鉄道 総武本線 北総鉄道	不通 1 日 不通 0 日	復旧 2 日後
国道 16 号線 464 号線 細街路 (幅員 12m 未満)	小規模損傷 中規模損傷 道路閉塞率 22%	

※道路閉塞率とは、建物倒壊で当該道路の幅員が 3m 未満となり、通行障害を発生した一定地域の道路の割合

## (3) 地震被害予測と本施設対応力の評価

### ア建物の耐震性

事業所開設が 1993 年 11 月出、施設建物の建築が新耐震基準適合建物 (昭和 58 年) 想定と考えられる。

想定震度 6 弱の耐震性は有すると判断する。

## イ インフラ途絶対応力

インフラ途絶	当日	2日後	3日後	1週間後	1か月後	備考
停電	非常用自家発電設備		ほぼ復旧	復旧		燃料確保
断水	井戸水利用				復旧	優先給水
下水	利用可					
固定電話	携帯等利用		ほぼ復旧	復旧		
都市ガス	代替対策				復旧	
鉄道総武本線	代替対策	復旧				
道路	移送・輸送等の対策					

## 2.水害

### 被害想定上の浸水危険なし

船橋市作成の下記洪水・内水・土砂災害ハザードマップ(令和4年2月改訂)では、二重川沿いの地域で浸水深3mの洪水浸水想定区域に指定されているが、本施設所在地は洪水浸水想定区域に指定されておらず、内水被害でも516mm/9hの降雨で周囲の道路冠水はあるものの敷地等への浸水は想定されていない。過去の水害発生の経験がある場合には、当該経験に基づく浸水防止措置をとる必要がある。



#### IV 優先事業・優先業務の選定

##### 1. 優先事業の選定

###### (1) 本施設介護事業の災害時機能維持・継続の優先度

本施設の介護事業	事業中断の可否	理由
介護保健老人施設	否	入所者の介護継続必要
短期入所療養介護	否	同上
介護予防短期入所療養介護	否	同上
介護予防通所リハビリテーション	一時中止可	①短期間であれば利用者への影響小 ②早期再開は必要
通所リハビリテーション	一時中止可	同上
介護予防訪問リハビリテーション	一時中止可	同上
訪問リハビリテーション	一時中止可	同上
介護相談事業	否	介護需要への調整機能として必要

###### (2) 優先事業の選定

ア上記の災害時機能維持・継続の優先度を踏まえ、災害時の人員確保状況、介護提供に必要なインフラの使用可能状況、応援・支援の状況から、本施設において優先して対応する事業を絞ることにより、介護機能の継続体制を確保する。イ優先事業の選定・決定は、後述する災害対策本部で決定する。

エ人員確保状況から、平素の介護事業が継続可の場合には、優先事業の選定は必要ない。また、災害の推移から必要人員等の確保が可となった場合には、早期に中断した介護事業を再開する。

###### (3) 優先業務の選定と職員数等に応じた対応

###### ア 介護保健老人施設業務

職員体制	30%確保	50%確保	70%確保	90%確保
優先業務				
食事の回数	回数減で対応	回数減で対応	回数減で対応	ほぼ平常
食事介助	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者	ほぼ平常
排泄介助	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者	ほぼ平常
服薬介助	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者	ほぼ平常
入浴介助	入浴休止	清拭	清拭	ほぼ平常
機能訓練等	休止	休止	必要な利用者	ほぼ平常
医療的ケア	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者	ほぼ平常

シーツ交換	必要な場合	必要な場合	必要な場合	ほぼ平常
家族への連絡	他職員と連携 連携不の場合 可能な範囲	他職員と連携 連携不の場合 可能な範囲	他職員と連携 連携不の場合 可能な範囲	ほぼ平常
新規利用申込	休止			ほぼ平常

#### イ 入所療養介護、介護予防短期入所療養介護業務

職員体制 優先業務	30%確保	50%確保	70%確保	90%確保
食事の回数	回数減で対応	回数減で対応	回数減で対応	ほぼ平常
食事介助	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者	ほぼ平常
排泄介助	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者	ほぼ平常
服薬介助	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者	ほぼ平常
入浴介助	入浴休止	清拭	清拭	ほぼ平常
機能訓練等	休止	休止	必要な利用者	ほぼ平常
医療的ケア	必要な利用者	必要な利用者	必要な利用者	ほぼ平常
シーツ交換	必要な場合	必要な場合	必要な場合	ほぼ平常
家族への連絡	他職員と連携 連携不の場合 可能な範囲	他職員と連携 連携不の場合 可能な範囲	他職員と連携 連携不の場合 可能な範囲	他職員と連携
帰宅調整	他職員と連携 連携不の場合 可能な範囲	他職員と連携 連携不の場合 可能な範囲	他職員と連携 連携不の場合 可能な範囲	他職員と連携
新規利用申込	休止			ほぼ平常

#### ウ 予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション業務

職員体制 優先業務	30%確保	50%確保	70%確保	90%確保
○施設内被災の場合	①利用者の安否確認、安全確保 ②家族等への連絡による帰宅対応③帰宅困難利用者への対応(避難所への誘導含む)④帰宅後の介護計画の打合せ			
○利用者送迎中被災の場合	①車両の安全な場所への停止 ②利用者及び職員の安否確認、安全確保 ③利用者宅への送迎可否と帰宅困難利用者への対応(避難所への誘導含む) ④帰宅可能利用者の介護計画打合せ			
新規利用申込	休止			ほぼ平常

## エ 予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション業務

職員体制 優先業務	30%確保	50%確保	70%確保	90%確保
○自宅内被災の場合	①利用者の安否確認、安全確保 ②家族等への連絡対応③帰宅困難利用者への対応(避難所への誘導含む)④帰宅後の計画の打合せ			
○移動中の被災の場合	①車両の安全な場所への停止 ②職員の安否確認、安全確保 ③施設へ帰宅困難職員への対応(避難所への避難も含む)			
新規利用申込	休止			ほぼ平常

## オ 介護相談業務

職員体制 優先業務	30%確保	50%確保	70%確保	90%確保
利用者からの介護相談	必要利用者	必要利用者	必要利用者	ほぼ平常
帰宅利用者の介護相談	居宅支援事業所と連携	居宅支援事業所と連携	居宅支援事業所と連携	居宅支援事業所と連携
新規利用申込	休止			ほぼ平常

## カ リハビリ業務

前記の介護保健老人施設業務等の優先業務中の機能訓練項目に従い対応する。

## キ 給食業務

職員体制 優先業務	30%確保	50%確保	70%確保	90%確保
給食提供	調理不要備蓄食提供	調理不要備蓄食提供	簡易調理給食提供	ほぼ平常
食材等の購入	対応無	対応無	関係事業者と連携	関係事業者と連携

## V 介護機能継続のための平常時の対応

### 1. 建物の耐震対策

昭和58年の新耐震基準適用建物の該否で耐震性を判断

前述「Ⅲリスクの把握(自然災害による危険性)1.、(3)地震被害予測と本施設対応力の評価、ア建物の耐震性」のとおり、地震災害事業開始年限から、本施設は、昭和58年の新耐震基準適用の建物として震度6弱の耐震性を有すると判断

## 2.建物・設備の耐震措置

措置対象	措置内容	補足事項
家具(入所者持込家具含む)	家具転倒防止金具、つっぱり棒	
テレビ 冷蔵庫	ベルト固定	
キャビネット	ボルト等で固定	
パソコン	耐震マット	
ベッド	キャスター固定	移動防止
天井落下防止	天井調査・補強	

## 4. 水害対策(建物の浸水対策)

本施設の所在地は、前述のⅢリスクの把握(自然災害による危険性)、2.水害で述べた通り、洪水浸水想定区域の指定はなく、周辺道路冠水が予想される程度で水害に関する被害予測はない。

しかし、近年の地球温暖化による異常気象等を勘案し、危機管理として以下の台風等による暴風雨に備えた水害対策を実施するものとする。

措置対象	措置内容	補足事項
浸水措置	土嚢、止水板の備蓄	

暴風雨による雨漏り	防水のメバリ	
暴風による窓ガラス破損	飛散防止用フィルム	
樹木の転倒、飛散	転倒・飛散防止措置	

#### 4.停電対策(復旧予想期間 発災後 3 日目 90% 1 週間後 100%)

稼働必要設備	代替対策	補足
安全確保・活動対策としての 室内照明	非常用自家発電設備 懐中電灯 ランタン 乾電池 ポータブル発 電機による照明	非常用自家発電 設備フルパワー 2 時間、非常電 源照明2022.6 整 備済み
健康管理対策としてのエアコン、 冷暖房機器	うちわ 使い捨てカイ ロ等採暖用資器材 ポータブル発電機によ る扇風機稼働	非常用自家発電 設備発動時コン セント (ステー ション、事務室)
通信対策としての携帯電話	携帯型充電器	
情報収集対策としてのラジオ等	携帯ラジオ Ipad PC 充電器 スマホ充 電器	事務所に設置

食料確保対策として冷蔵庫、冷凍庫	予冷にて対応 クーラーボックス外倉 庫に設置	非常時コンセン トに冷蔵庫を繋 ぐ（ステーショ ン、事務室）
------------------	------------------------------	---

5.断水対策(復旧予想期間 発災後 1 か月目) 本施設は、井戸水を確保

確保必要水	代替対策	補足
生命維持対策としての飲料水	井戸水利用 ペットボトル 自動販売機	自販機は外設置 (ポッカ) 鍵は 事務室に設置
衛生対策としての体清拭用水、 手洗い用水	井戸水利用 体清拭用使い捨てタオル 等、濡れティッシュ、手 指消毒薬	
生活対策としてのトイレ洗浄水等 (生活用水)	可能であれば浴槽の水張 り 雨水溜枳	災害時下水利用 可と予測されて いる地域
調理用の水	井戸水利用	
食器洗浄対策としての使い捨て 食器	井戸水利用 紙コップ 紙皿 割りば	Disposable容器は 厨房、1 階倉庫

	し スプーン・フォーク	に設置
水道事業者による給水の確保	水道事業者(横浜市)に優先給水の確認 給水のためのポリタンク	井戸水利用可の状況から優先給水対象となるかを確認

#### 6.都市ガス遮断対策(復旧予想期間 発災後1カ月目)

稼働必要設備	代替対策	補足
給食対策としての調理用ガス器具	簡易ガスコンロ、携帯ガスボンベ	1階倉庫に2台設置
衛生対策としての給湯	簡易ガスコンロ、携帯ガスボンベ 体清拭用使い捨てタオル等	

#### 7.通信途絶・輻輳対策(復旧予想期間 固定電話発災後3日目)

稼働必要設備	代替対策	補足
固定電話	携帯電話、スマホ使用可否確認 携帯電話、スマホのメール、ショートメール、SNS	公衆電話(3階) 電話番号 047-440-5755

	使用可否確認 PC のメール使用可否確認 公衆電話（電話）	
使用継続対策	携帯用バッテリー	

#### 8.情報途絶対策(復旧予想期間 電気発災後 3 日目)

稼働必要設備	代替対策	
情報収集対策としてテレビ、ラジオ	携帯テレビ 携帯ラジオ スマホ乾電池	
スマホ ノートパソコン	携帯充電器	

#### 9.下水道使用不能対策(復旧予想期間 電気発災後 3 日目)

災害時下水支障なしの地域、危機管理として対応を検討

稼働必要設備	代替対策
健康、生活、衛生対策としてのトイレ	簡易トイレ オムツ 尿取りパット (5 日分)
汚物対策	排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉、出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管 消臭固化剤使用汚物は、燃えるごみとして処理が可能

## 10.鉄道、道路閉塞による通行障害対策

### (1)鉄道運行停止対策

前述の「Ⅲリスクの把握(自然災害による危険性)、1.地震災害、(2)ライフラインの支障」のとおり船橋市の被害予測では、総武本線が災害当日に運行停止となることが予想されている。

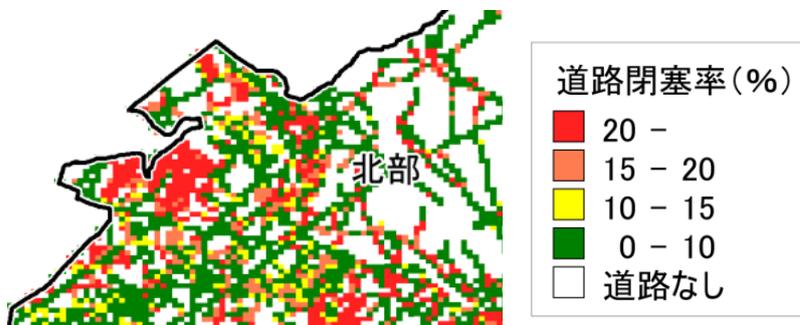
職員の参集等について、他の鉄道利用や鉄道以外の方法を事前検討しておく。

### (2)使用道路把握対策

前述のとおり船橋市の被害予測では、施設所在地の船橋市北部では、幅員 12m 未満の道路のうち、22%が倒壊家屋等の道路閉塞による通行障害が発生すると予測されている。

阪神大震災のデータでは、幅員 3m 未満の道路は閉塞し、6m 以上の道路は通行可という状況であった。

参集や物資供給のための施設周囲の通行可能道路を調査、明示し、職員等に周知する必要がある。



※道路閉塞率 12m 未満の道路で、一定区間の幅員が 3m 未満となっている箇所  
が当該区間の○%を表し、20%以上は道路通行不可と判断

## 11. 各種燃料確保対策

災害時の自家発電設備の燃料、入所者等移送用の自動車燃料等の確保対策に関し地域性を踏まえ検討する。

### (1)平素の燃料に関する取扱い

ア災害時を想定し、自動車燃料は常に半分を切らないうちに給油し、最低でも災害時半分程度燃料確保が可能な状態にする。

イ自家発電設備燃料は、保有期限を遵守し、常に期限内の燃料を満タンにしておく。

### (2)ガソリンスタンドとの燃料優先供給協定

可能であれば締結する。(締結はしていないが、出光富士栄ガソリンスタンドを使用している) 協定が困難な場合には、平素の燃料供給等で人間関係を形成し、優先的な供給を受けられる関係を構築しておく。

## 12. 災害時必要品備蓄対策

災害時の配送・供給ルートの途絶混乱やインフラ被害等を考慮して、以下の必要品を備蓄する。

以下の必要備蓄数は、個別事業ごとでなく、船橋ケアセンター全体の備蓄数を算定する。

(1)飲料水・食品・使い捨て容器

①対象人数

老健、ショートステイの入所者 120 名分

(デイケアの帰宅困難利用者(利用者の 1%)、夜勤職員 7 名を含む)

②飲料水

井戸水で対応

③備蓄食

120 名×3 食×3 日分=1,080 食

品名	必要量	現備蓄量	賞味期限	保管場所
主食	食	食		
副食	食	食		

品名	必要量	現備蓄量	賞味期限	保管場所
紙皿				
紙コップ				
割りばし				
スプーン/フォーク				

(2) 医薬品・衛生用品・日用品

品名	必要量	現備蓄量	賞味期限	保管場所
応急手当セット				
ウエットティッシュ				
生理用品				
消毒剤薬				
マスク				
使い捨てタオル				

(3) 備品

品名	必要量	現備蓄量	賞味期限	保管場所
ガスコンロ				
携帯ガスボンベ				
乾電池 単2 単3 単4				

簡易トイレ				
ブルーシート				
ポリ袋				
ポリタンク				
使い捨てカイロ				
燃料購入用携行缶				

## VI 災害発生時の介護機能存続対策

### 1.介護機能存続計画(BCP)発動基準

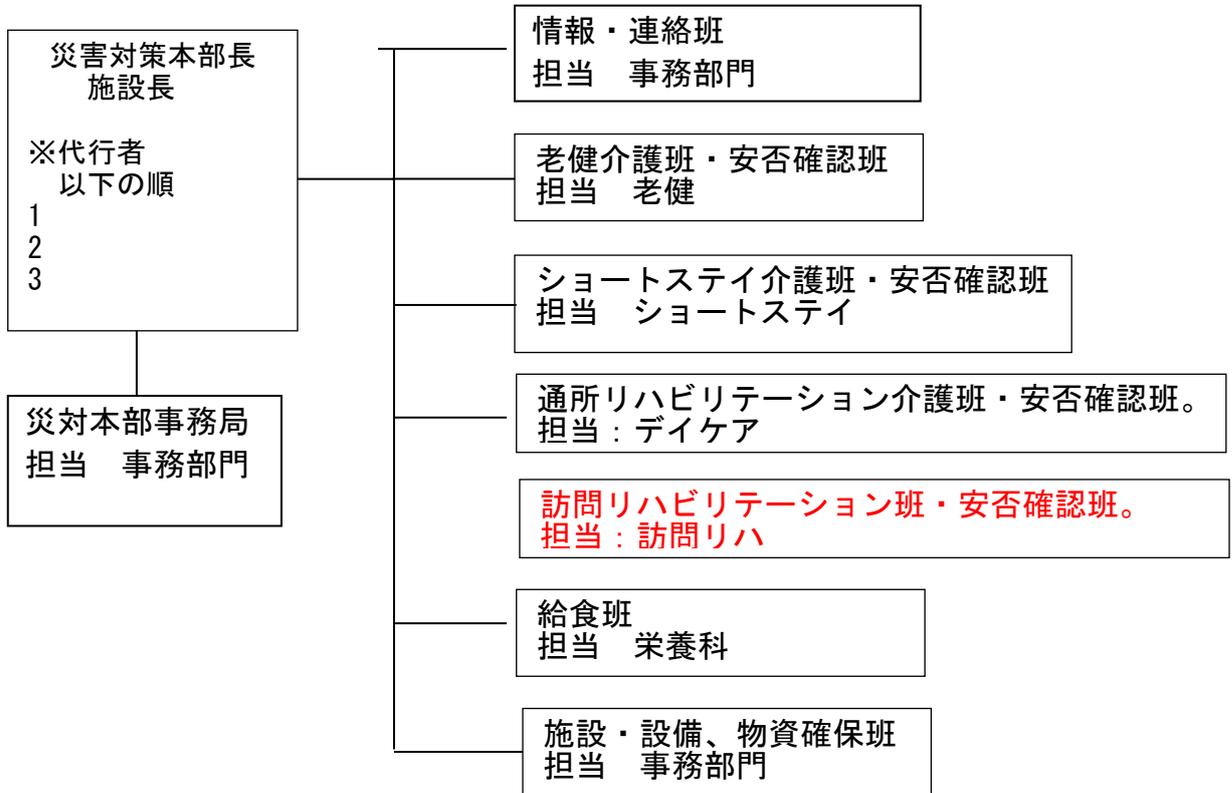
災 害	発動基準	緊急参集
<b>地 震</b> ※施設及び利用者所在地域	震度 5 強以上の地震発生 震度 6 弱以上の地震発生	災害対策本部長の指示 自動参集
<b>水 害</b> ※施設及び利用者所在地域	台風・大雨等により以下の被害が予想されるとき ①建物、敷地内への浸水 ②周囲道路の冠水による通勤、供給ルート等への支障 ③交通機関の運休等で職員の通勤等に支障 ④災害対策本部長が必要と認めるとき	災害対策本部長の指示
その他の災害	災害対策本部長が必要と認めるとき	災害対策本部長の指示

## 2.災害発生時における職員の初動対応行動基準

業務	初動対応行動基準
入所者介護業務	①入居者、職員本人の生命維持(安全確保 退避) ②二次災害への緊急対応(火災 建物倒壊 浸水等に対する避難)
通所利用者介護業務	①入居者、職員本人の生命維持(安全確保 退避) ②二次災害への緊急対応(火災 建物倒壊 浸水等に対する避難)
通所利用者送迎中	①車両等の安全退避 ②入居者、職員本人の生命維持(安全確保 退避) ③二次災害への緊急対応(火災 建物倒壊 浸水等に対する避難) ④災害対策本部への安否等連絡・必要な応援要請

### 3.災害時の指示・命令体制

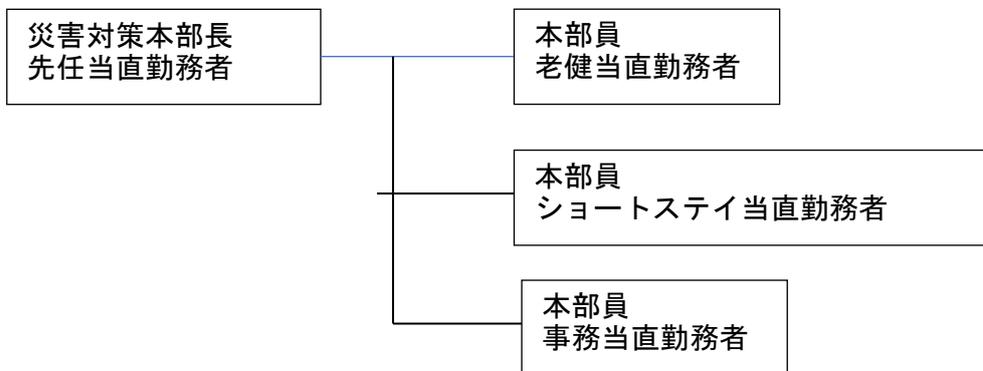
#### (1)災害体制(平日)



担当	任務内容
災害対策本部長	災害時施設運営全般の統括責任
情報連絡班	①災害時の情報収集 ②職員安否確認 ③市町村、関係機関等への連絡 ④応援要請、応援調整
老健介護班・安否確認班	①老健入所者安否確認 ②災害時老健の運営全般

ショートステイ介護班・安否確認班	①ショートステイ入所者安否確認 ②災害時ショートステイの運営全般
デイケア介護班・安否確認班	①通所利用者安否確認 ②デイケア運営全般
訪問リハビリテーション班・安否確認班	①訪問リハビリ利用者安否確認 ②訪問リハビリ運営全般
給食班	①災害時給食運営全般 ②食材等の調達
施設・設備、物資確保班	①災害時施設、設備の保全、運営全般 ②必要物資の調達
災対本部事務局	①災対本部の設置・運営 ②災対本部長補佐

## (2)災害体制休日夜間



※緊急時の初動対応は、本部長と本部員が協力して実施

### (3)災害対策本部の設置場所

第1候補場所	1階事務室内に設置
第2候補場所	1階通所リハビリ

## 4.職員緊急参集基準

### (1)参集開始基準

前述の1.介護機能存続計画(BCP)発動基準に基づく

災害	発動基準	緊急参集
地震 ※施設及び利用者所在地	震度5強以上の地震発生 震度6弱以上の地震発生	災害対策本部長の指示 自動参集
水害 ※施設及び利用者所在地	台風・大雨等により以下の被害が予想されるとき ①建物、敷地内への浸水 ②周囲道路の冠水による通勤、供給ルート等への支障 ③交通機関の運休等で職員の通勤等に支障 ④災害対策本部長が必要と認めるとき	災害対策本部長の指示
その他の災害	災害対策本部長が必要と認めるとき	災害対策本部長の指示

## (2)緊急参集連絡方法及び連絡表の作成

ア次の順に関係職員に連絡する。

- ①セコム安否確認メール
- ②関係職員登録メール
- ③関係職員登録電話(固定、携帯の別を明記)

イ連絡表は、職員の異動ごとに作成し、常に勤務職員の現況と合致したものと  
する。

ウ参集連絡と合わせ、職員の安否確認、参集時間確認も実施する。

## (3)参集免除基準

以下の事情がある職員は緊急参集を免除する。

災害対策本部長は、免除基準の有無を事前に調査し、免除する職員を除き、

緊急連絡表を作成する

ア自ら又は家族が被災した場合

イ育児、介護等を要する家族がいる場合

ウ遠距離で自転車、徒歩による参集が困難な場合

エ災害対策本部長が認めた場合

(4)参集予想時間(令和4年9月現在)

参集予想時間(徒歩)	5分以内	20分以内	30分以内	60分以内	60分以上
老健担当					
ショートステイ担当					
デイケア担当					
訪問リハ担当					
事務部門担当					

## 5.災害時初動対応行動の手順

### (1)入所者の安否確認

前述の「2.災害発生時における職員の初動対応行動基準」に基づき、入所者の安否確認を行う

#### ア老健、ショートステイの安否確認方法

①各階の勤務者は、発災後直ちに担当階の入所者の安否を確認する。

安否確認中は、入所者に自室で待機するよう指示する。

入所者安否情報は、大声で情報交換する。

②安否確認情報は、以下の表にまとめ記録し、情報を共有する

安否確認表( 月 日 時 分)		
確認者		
入所者	確認状況	対 応
	無事・死亡・負傷・不明	応急処置 経過観察 医療機関搬送
	無事・死亡・負傷・不明	応急処置 経過観察 医療機関搬送
	無事・死亡・負傷・不明	応急処置 経過観察 医療機関搬送

③負傷者・要救助発生時の対応

- ・安否確認中負傷者等を確認した場合、大声で協力を要請する
- ・負傷の状況・程度を確認し、応急手当を行う。移動は行わず、その場で対応するが、危険な場合最小限に移動して応急手当を行う。

- ・負傷の状況程度により、119番通報による救急車要請、協力医療機関への搬送を検討する。
  - ・利用者の情報は、夜勤用タブレットを持参し電子カルテより開示する。電力が使用できない場合は、カルテの中のA-1、A-3シート取り出し持参する。
- ※A-1、A-3シートは、科学的介護推進体制加算更新時（2月、7月）に更新しカルテへとじる。

協力医療機関	北総白井病院 代表：047-492-1001 IP：050-3532-9719 携帯：080-7537-6006
--------	---

- ・上記が困難な場合、可能な処置を継続する。

#### イ デイケア利用中の利用者安否確認

前述のア老健、ショートステイの安否確認方法に基づき実施する。

#### ウ デイケア利用者送迎中の安否確認

- ①送迎車両を安全な場所に停止する
- ②利用者の安否については確認時間等をメモし、事後災害対策本部に報告し情報を共有する。
- ③安否確認中利用者の負傷を確認した場合、以下の対応を行う。
  - ・負傷の状況・程度を確認し、応急手当を行う。移動は行わず、その場で対応するが、危険な場合最小限に移動して応急手当を行う。
  - ・負傷の状況程度により、119番通報による救急車要請、協力医療機関への搬送を検討する。

協力医療機関	北総白井病院 代表：047-492-1001 IP：050-3532-9719 携帯：080-7537-6006
--------	---

- ・上記が困難な場合、可能な処置を継続する。
- ・状況を災害対策本部に連絡し、指示・応援を求める

## (2)職員の安否確認

### ア安否確認方法

災害発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備する

※確認方法優先順位(緊急参集連絡方法と同じ)

セコム安否確認メール⇒携帯メール⇒PCメール⇒携帯電話⇒SNS

### イ安否確認記録

安否確認の結果は記録し、情報を共有する。

職員氏名	安否確認	参集可否(出勤可能時期)
	無事 負傷 死亡 不明	参集可 参集否 出勤可能時期
	無事 負傷 死亡 不明	参集可 参集否 出勤可能時期

## 6.入所者の避難

前述の「2.災害発生時における職員の初動対応行動基準」に基づく入所者等の避難行動は次のとおりとする。

### (1)施設内での一時避難

#### ア地震の場合

避難場所	避難誘導方法
その場での避難	①安全に留意しながら入所者、利用者の誘導を行う。 ②落下、転倒物のないスペースへ避難誘導する。 ③避難場所を周知する等、入所者等を安心させつつ誘導する。 ④入所者等の転倒に留意する。 ④避難時は極力、室内でも靴をはく。

#### イ浸水危険の場合

避難場所	避難誘導方法
浸水深を考慮し上階へ避難	①洪水警報等気象情報に基づき、浸水危険が予想される場合には、早い時期に避難を開始する。 ②低層階入所者、利用者の避難誘導は、早期の避難開始時点では、エレベーターを使用し上階へ避難誘導を行う。 ③停電又は停電の恐れがある場合、低層階入所者等

	<p>の避難誘導は、勤務員が協力し階段を使用して垂直避難を行う。</p> <p>④避難場所を周知する等、入所者を安心させつつ誘導する。</p> <p>⑤入所者等の転倒に留意する。</p> <p>⑤避難時は極力室内でも靴をはく。</p>
--	---

## (2)施設外への避難

地震・浸水危険の場合

避難場所	避難誘導方法
<p>指定避難場所</p> <p>八木ヶ谷北小学校</p> <p>(約 2 k m)</p> <p>車両約 5 分</p> <p>徒歩約 15 分</p> <p>※北総白井病院</p>	<p>①浸水危険の場合は、早期に避難を開始する。</p> <p>②車両が使用可の場合は車両で避難誘導</p> <p>③車いす使用可の場合は車いすで避難誘導</p> <p>④夜間での避難誘導は、懐中電灯等の照明を確保</p> <p>⑤暴風雨、豪雨時での避難は行わず、比較的安全な施設内で状況を見る。</p> <p>⑥避難時は靴をはく。</p> <p>⑦避難中の転倒等、安全に留意しながら入所者の避難誘導を行う。</p> <p>⑧避難場所を周知する等、入所者を安心させつつ誘導する。</p>

## 7.施設内重要事業の判断と実施基準

本施設では、介護保健施設サービス（長期入所）、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションの事業を実施している。

いずれの事業も要介護者の生活と機能維持に重要な業務である。しかしながら、災害時の職員確保及びインフラの支障状況等から、より重要な事業を選択し人的、物的資源を注力して介護機能を維持、存続することが「最大多数の最大幸福」の観点から求められる。本施設については以下の基準により、重要事業を選択し介護機能維持等を図る。

ライフライン	停電/断水 ガス途絶	停電/断水 ガス途絶	停電/断水 ガス途絶	停電/断水 ガス途絶	断水/ ガス途絶
職員参集状況	勤務職員のみ	全体の 30%	全体の 50%	全体の 70%	全体の 90%
重要事業の選択	①入所系事業のみ ②通所系事業 業休止 ③相談業務 継続	①入所系事業のみ ②通所系事業 業休止 ③相談業務 継続	①入所系事業のみ ②通所系事業 業休止 ③相談業務 継続	①入所系事業のみ ②要リハビリ介護者のみ 通所事業再開	ほぼ平常

## 8.重要業務の判断と実施基準

前述の「IV優先事業・優先業務の選定」で災害時の優先業を示したが、災害状況を時系列化し、職員の確保、インフラの状況等を勘案し、各状況下において優先業務を継続するための、いわゆる重要業務の判断基準を以下に示す。

時系列	発災時 夜間・休日	6時間後	1日後	2日後	3日後	7日後
ライフ ライン	停電/断水 ガス途絶	停電/断水 ガス途絶	停電/断水 ガス途絶	停電/断水 ガス途絶	断水/ ガス途絶	断水/ ガス途絶
職員参集 状況	勤務職員 のみ	30%	50%	70%	90%	90%
重要業務 判断基準	入所者、職 員安否確認	入所者生 命、身体の 安全	入所者の 食事、排泄 優先	入所者の 食事、排泄 優先	制限の中 で通常業 務開始	制限の中 で通常業 務開始
食事介助	休止	可能なメ ニューで 給食開始	可能なメ ニューで 給食開始	炊き出し 等調理給 食提供	炊き出し 等調理給 食提供	炊き出し 等調理給 食提供
与薬介助	休止	制限があ るが開始	制限があ るが開始	通常どお り	通常どお り	通常どお り
水分補給	休止	極力通常	極力通常	通常どお り	通常どお り	通常どお り

排泄介助	必要な入 所者のみ 対応	必要な入 所者のみ 対応	極力通常	通常どお り	通常どお り	通常どお り
清拭介助	休止	休止	必要な入 所者のみ 対応	必要な入 所者のみ 対応	通常どお り	通常どお り
機能回復 介助	休止	休止	休止	必要な入 所者のみ 対応	必要な入 所者のみ 対応	通常どお り
家族への 情報提供	休止	制限があ るが開始	制限があ るが開始	極力通常	通常どお り	通常どお り

## 9.職員の勤務継続確保

### (1)災害時勤務シフトの検討

発災時から3日間程度は、人員の確保が難しく少数での対応となり、長時間にわたる業務継続を余儀なくされることが予想される。

職員の勤務継続を確保するため、確保人員を勘案した以下のような災害時の臨時勤務シフトを検討し、業務の継続化を図る。

勤務班	リーダー	班員	参集・応援職員
A班			
B班			

- ①勤務時間を規則的に割り振り、休憩時間等を確保する
- ②参集、応援職員が確保できた時点で、勤務交代及び勤務班の増強を検討する

### (2)勤務職員休憩場所の確保

継続した勤務を可能とするためにも、仮眠、リフレッシュできる施設内の場所を確保する。

施設内確保が困難な場合には、隣接グループ内施設や車両内等も考慮する。

## 10.他施設・機関との連携協力

### (1)船橋市災害対策本部

応援要請先	協定締結の有無	応援要請内容	連絡先
船橋市災害対策本部	無し	入所者の収容	047-436-2037
船橋市保健所 災害医療対策係	無し	入所者の収容	047-409-3668
船橋市保健所	無し	入所者の収容	047-436-2302

※病院前救護所設置病院（災害医療協力病院）

- 1 船橋中央病院（海神 6-13-10）TEL047-433-2111
- 2 千葉徳洲会病院（高根台 2-11-1）TEL047-466-7111
- 3 青山病院（市場 4-21-8）TEL047-424-5511
- 4 船橋総合病院（北本町 1-13-1）TEL047-425-1151
- 5 板倉病院（本町 2-10-1）TEL047-431-2662
- 6 北習志野花輪病院（習志野台 2-71-10）TEL047-462-2112
- 7 船橋二和病院（二和東 5-1-1）TEL047-448-7111
- 8 東船橋病院（高根台 4-29-1）TEL047-468-0011
- 9 セコメディック病院（豊富町 696-1）TEL047-457-9900

## (2)相互応援協定等の内容

応援要請先	協定締結の有無	応援要請内容	連絡先
TMG 本部	無し	介護事業継続全般	047-442-6418
TMG 本部看護局	無し	入所者の収容 職員の応援派遣	048-420-3711

## (2)地域との連携

応援要請先	協定締結の有無	応援要請内容	連絡先(担当者)
新八木ヶ谷自治会	無し	災害支援（備蓄等）	自治会長
高野台自治会	無し	災害支援（備蓄等）	自治会長

## VII 介護事業通常業務再開に向けた対応

### 1.ライフライン復旧情報の収集

関係事業者のホームページ及び問合せ先等から復旧予定情報を収集し、通常業務再開時期等を検討する。

インフラ事業者	問合せ先電話
東京電力柏営業所	0471-63-3311
京葉ガス	0473-25-1121
船橋市水道局船橋北営業所	047-465-9131

船橋市下水道河川管理課	0 4 7 - 4 3 6 - 1 6 4 9
船橋市災害対策本部	0 4 7 - 4 3 6 - 2 0 3 7
NTT 東日本	0 1 2 0 - 0 0 0 - 1 1 3
JR 東日本千葉支社	0 4 3 - 2 8 4 - 6 8 3 3
北総鉄道	0 4 7 - 4 4 5 - 7 1 6 1
京成電鉄	0 5 7 0 - 0 8 1 - 1 6 0
新京成電鉄	0 4 7 - 3 8 9 - 1 1 1 1
新京成バス	0 4 7 - 3 8 9 - 1 1 1 1
千葉レインボーバス	0 4 7 - 4 9 7 - 0 9 6 2

## 2.診療・給食等供給事業者の事業再開情報

関係事業者	問合せ先電話
北総白井病院	0 4 7 - 4 9 2 - 1 0 0 1
船橋二和病院	0 4 7 - 4 4 8 - 7 1 1 1
セコメディック病院	0 4 7 - 4 5 7 - 9 9 0 0
千葉白井病院	0 4 7 - 4 9 7 - 6 8 0 0
レオック	0 3 - 5 2 2 0 - 8 5 5 0

### 3.建物、設備破損個所の修繕

通常業務再開に向け、建物、設備の支障箇所を確認し、必要な修理計画を作成し、修理を実施する。

要修理箇所確認シート			
確認箇所		状況	修繕対応
建物 関係	躯体被害	要修理／軽微／問題なし	
	屋 根	要修理／軽微／問題なし	
	天 井	要修理／軽微／問題なし	
設備 関係	エレベーター	要修理／軽微／問題なし	
	電 気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	都市ガス	利用可能／利用不可	
	電 話 携帯電話	通話可能／通話不可	
	窓ガラス	破損・飛散／破損なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	トイレ	利用可能／利用不可	
	浴槽	利用可能／利用不可	

## 5.その他 緊急連絡先一覧

### <船橋市>

- ・ 船橋東警察署 047-467-0110
- ・ 三咲消防署 047-447-5432
- ・ 船橋市立医療センター 047-438-3321
- ・ 船橋市役所 047-436-2111
- ・ 船橋市保健所 047-431-4191

### <白井市>

- ・ 印西警察署 0476-42-0110
- ・ 白井消防署 047-491-1111
- ・ 白井市役所 047-492-1111
- ・ 印旛保健所 043-483-1133

### <千葉県>

- ・ 千葉県医療整備課 043-223-3882
- ・ 関東信越厚生局 043-379-2716
- ・ 千葉県庁 043-223-2110

### <冷暖房>

- ・ 三菱ビルテクノサービス 047-434-1194
- ・ 太平ビルケア 03-3817-5511

### <エレベーター>

- ・ 三菱ビルテクノサービス 047-434-1194
- ・ ジャパンエレベーターサービス 0120-49-8000

### <電気>

- ・ 東京電力柏営業所 0471-63-3311
- ・ 関東電気保安協会 04-7166-8720

### <ガス>

- ・ 京葉ガス 0473-25-1121

### <水道>

- ・ 水道局船橋北営業所 047-465-9131

### <ドア関係>

- ・ ナブコシステム 0120-0725-86  
043-208-7252
- ・ 鍵のコロンブス 090-2542-1715

## VIII 訓練による本介護機能継続計画検証の推進

前述のII介護機能存続推進体制/3.介護機能存続教育の推進/(3)教育・訓練の実施で定めた定期訓練(年2回、勤務職員全員)において、教育推進責任者(BCP策定委員会委員長)は、主に次の事項について確認し、現状と介護機能存続計画の乖離等を把握し、本介護機能存続に必要な対策の樹立及び本存続計画に必要な修正を行い、本存続計画が現実かつ実践的なものとなるように推進する。

訓練確認項目	<ul style="list-style-type: none"><li>①本計画における各種対策の現実との整合性</li><li>②本計画における各種対策の過不足</li><li>③本計画における各種体制の現実との整合性</li><li>④本計画における各種体制の過不足</li><li>⑤災害時介護機能存続に必要な新たな課題への対応の可否</li><li>⑥他関係機関、地域との応援事項、内容の検討</li></ul>
--------	--